

清須市上下水道施設電気及び機械設備保守点検業務標準仕様書

第 1 総則

1 適用範囲

この清須市上下水道施設電気及び機械設備保守点検業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、清須市、清須市水道事業及び清須市下水道事業が委託業務として発注する水道並びに公共下水道及び都市下水路に係る電気及び機械設備これに附属する設備（以下「電気・機械設備等」という。）の保守点検業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 目的

この標準仕様書は、電気・機械設備等の機能維持を図るために当該機器の保守点検調整を行い、併せて劣化及び摩耗等について技術的評価を行うことを目的とする。

3 作業範囲

- (1) 業務は、契約書、特記仕様書、図面及び標準仕様書（以下「設計図書」という。）に基づいて行う。
- (2) 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからウまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、次項の規定による。
 - ア 質問回答書（イ及びウに対するもの）
 - イ 特記仕様書（図面、別紙等を含む。）
 - ウ 標準仕様書

4 疑義に対する協議

- (1) 設計図書の内容に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 前号の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、清須市保守点検等委託契約約款（以下「委託約款」という。）第 12 条（条件変更等）による。

5 用語の定義

- (1) 点検 機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により技術的評価を行うことを含む。
- (2) 技術的評価 機器の劣化や摩耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。
- (3) 保守 点検の結果に基づき機器等の機能の回復又は危険防止のために行う、消耗部品の取換え、修理、調整、交換、注油、清掃その他これらに類する作業をいう。
- (4) 修理 劣化の認められた部位、機能等を現状又は実使用上支障のない状態に修復する作業のうち、軽微なものをいう。
- (5) 調整 異常の認められた設備機器等を正常な状態に整える作業をいう。

- (6) 交換 材料、部品、油脂、流体等を取り替える作業のうち、軽微なものをいう。
- (7) 注油 不足した油脂を注入し、又は補充する作業をいう。
- (8) 清掃 汚れを除去する作業及び汚れを予防するために行う作業をいう。
- (9) 緊急修繕 電気・機械設備等に異常が生じ、正常に機能しなくなった場合に、発注者から要請を受け、受託者が技術者を派遣し、修繕にあたることをいう。
- (10) 現場代理人 業務の履行にあたり技術的な資格又は知識を有し、十分な経験を有する者をいう。
- (11) 管理技術者 契約図書に基づき、業務に関する技術上の一切の事項を処理する者をいう。

6 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守する。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。

7 受託者の負担範囲

- (1) 契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち、業務の履行に必要なものは受託者の負担において整備する。
- (2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続、検査手数料等に関する事項については、原則として受託者が行う。また、受託者は、届出等を行うに当たって、その内容を記載した文書によって事前に委託担当者と協議する。受託者は、届出等の結果について速やかに委託担当者に報告し、その写しを提出する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署等の検査又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。また、受託者等は、官公署等の検査に立会う。
- (4) 業務の実施に必要な電力、用水、燃料等は、発注者の業務に支障のない限り無償で支給する。ただし、特記において示された場合に限り、受託者の負担とする。
使用に際しては、常に省エネルギーの見地から節約に努めること。
- (5) 業務の実施に必要な材料、工具、計測機器、業務用機械器具、仮設材等の資機材は、受託者の負担とする。ただし、特記において、発注者が支給又は貸与するとしたものについては、この限りでない。発注者が貸与したものについて、受託者等は、責任を持って管理し、使用する。
- (6) 業務の実施に必要な消耗品、油脂類等は、受託者の負担とする。ただし、特記において、発注者が支給すると記載したものについては、この限りでない。

8 諸手続

受託者は、業務に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続きを、迅速かつ確実にを行い、その経過については速やかに発注者に報告する。

9 資料の公表

業務に伴って得られる全ての資料等は発注者に帰属するものとし、受託者は、許可なく

公表してはならない。

10 提出書類

受託者は、契約締結後から業務終了までの間、委託約款に規定するもののほか次に示す書類を発注者に提出又は承諾を得なければならない。点検報告書には不良箇所及びその処理方法等を明記すると共に、設備の運転状態及び日常点検で特に注意する点を明記する。

| 時期 | 書類名 | 部数 | 摘要 |
|-------|-----------|----|-------------------------------------|
| 着手前 | 管理技術者選定通知 | 1部 | 委託約款第8条 契約締結後5日以内 |
| | 管理技術者経歴書 | 1部 | 契約締結後5日以内 |
| | 点検作業計画書 | 1部 | (作業方法、安全管理体制等) 発注者が必要ないと認めたものは省略 |
| | 実施工程表 | 1部 | 発注者が必要ないと認めたものは省略 |
| 履行期間中 | 業務日報、月報等 | 1部 | 発注者が必要ないと認めたものは省略 |
| | 受領書・借用書 | 1部 | 関係図書や機器、施設に出入りするための鍵を発注者が支給又は貸与する場合 |
| | 緊急修繕報告書 | 1部 | 緊急修繕を行った場合 |
| 完了時 | 業務完了届 | 1部 | 委託約款第24条 |
| | 点検報告書 | 1部 | 発注者が複数部必要とした場合は、その指定部数 |
| | 作業写真 | 1部 | 発注者が必要ないと認めたものは省略 |

第2 業務履行にあたっての留意事項

1 作業時間

発注者施設での作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日（土、日、祝祭日、年末年始）の作業は行わない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 午前8時30分以前又は午後5時15分以降の作業について、作業時間延長届、休日作業については休日作業届をそれぞれ提出し、委託担当者の承諾を得た場合
- (2) 緊急修繕の場合
- (3) その他発注者から指示があった場合

2 施設の使用

- (1) 発注者の施設であって、施錠して管理している施設で作業を行う場合は、作業の都

度発注者が受託者に鍵を貸与する。

- (2) 業務実施のため、受託者が使用する発注者の施設、用地等の使用については、常に整理、整頓及び清掃に努める。
- (3) 受託者は、業務実施に当たり既存施設を汚損しないよう注意する。汚損した場合は、受託者の負担で原形に復旧する。

3 発生材、廃棄物の処理等

(1) 一般的事項

- ア 業務の実施に伴い発生した発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用に努める。
- イ 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。引渡しを要すると指定されたものは、指示された場所に整理の上、調書を作成して委託担当者に提出する。
- ウ 業務の実施に伴い発生した廃棄物は、関係法令等に基づき適切に処理し、第三者に損害を与えることのないようにする。また、当該処理の結果については、委託担当者に報告する。
- エ 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受託者の負担とする。ただし、雑排水槽の清掃による汚泥等及び特記により発注者が負担するものを除く。

(2) 産業廃棄物

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物については、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、 manifests の交付を経て適正に処理する。

4 安全管理

- (1) 受託者は、点検作業に当たり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- (2) 受託者は、点検作業に当たり、酸素欠乏危険箇所及び廃液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。
- (3) 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

5 事故及び機器の不具合

点検作業時及び終了後、受託者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置し、発注者の確認を得る。ただし、責任の所在が明確でない場合はその都度発注者と受託者と協議の上決定する。

6 故障発見時の義務

受託者は点検作業によって不良部品の交換（定期交換部品を除く。）又は、特別の機材を必要とする補修等の故障を発見したときは、発注者に速やかに故障の内容を報告する。

7 衛生管理

- (1) 受託者は、施設構内又はその付近での作業に当たって、水道法及び下水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。
- (2) 受託者は、発注者の指示がある場合、保守点検従事者について保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出する。

令和 3年 3月 1日 初版

令和 3年 8月 2日 第2版